

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年4月17日(2025.4.17)

【公開番号】特開2024-169791(P2024-169791A)

【公開日】令和6年12月6日(2024.12.6)

【年通号数】公開公報(特許)2024-229

【出願番号】特願2023-86100(P2023-86100)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月9日(2025.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の開始条件の成立に基づいて所定図柄の変動を実行可能な遊技機であって、

所定の表示を行うことが可能な表示手段と、

少なくとも前記表示手段を用いて所定の演出を実行する演出実行手段と、

を備え、

前記演出実行手段は、

前記表示手段に当該遊技機の一部を模倣した特殊画像を表示可能な特殊演出と、

前記特殊演出の実行期間が終了した後に実行することが可能な特別演出と、を実行可能であり、

前記特殊演出及び前記特別演出は、前記所定図柄の変動が実行されていない期間で実行可能な演出であり、

さらに、特定発光を実行可能な特定発光部を備え、

前記特定発光は、少なくとも前記特殊演出の実行期間中に実行可能な発光であり、

前記特殊演出の実行期間中に当該遊技機の電源が遮断された場合には、電源が遮断される前に実行されていた前記特殊演出が、電源が再投入された後に再開されず、前記特別演出についても実行されないように構成されている一方で、

前記特殊演出の実行期間中に当該遊技機の電源が遮断された場合には、電源が遮断される前に実行されていた前記特定発光部の前記特定発光が、電源が再投入されることに基づいて再開可能であり、

さらに、前記特定発光部とは異なる発光部である特別発光部を備え、

前記特別発光部は、前記特定発光とは異なる特別発光を、少なくとも前記特殊演出の実行期間中に実行可能であり、

前記特別発光部は、前記特殊演出の実行期間が終了することに基づいてそれまで実行していた前記特別発光を終了し、前記特別演出の実行に併せて前記特別演出に基づいた発光を実行するように構成されている一方で、

前記特定発光部は、前記特殊演出の実行期間が終了することに基づいてそれまで実行していた前記特定発光を終了することなく、前記特別演出の実行中も前記特定発光を継続可能に構成されており、

前記特殊画像は、当該遊技機の一部を模倣しているものの、実際の当該遊技機の一部と

40

JP 2024-169791 A5 2025.4.17

の間で異なる箇所を有するように表示される画像である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、

所定の開始条件の成立に基づいて所定図柄の変動を実行可能な遊技機であって、

10

所定の表示を行うことが可能な表示手段と、

少なくとも前記表示手段を用いて所定の演出を実行する演出実行手段と、

を備え、

前記演出実行手段は、

前記表示手段に当該遊技機の一部を模倣した特殊画像を表示可能な特殊演出と、

前記特殊演出の実行期間が終了した後に実行することが可能な特別演出と、を実行可能であり、

前記特殊演出及び前記特別演出は、前記所定図柄の変動が実行されていない期間で実行可能な演出であり、

さらに、特定発光を実行可能な特定発光部を備え、

20

前記特定発光は、少なくとも前記特殊演出の実行期間中に実行可能な発光であり、

前記特殊演出の実行期間中に当該遊技機の電源が遮断された場合には、電源が遮断される前に実行されていた前記特殊演出が、電源が再投入された後に再開されず、前記特別演出についても実行されないように構成されている一方で、

前記特殊演出の実行期間中に当該遊技機の電源が遮断された場合には、電源が遮断される前に実行されていた前記特定発光部の前記特定発光が、電源が再投入されることに基づいて再開可能であり、

さらに、前記特定発光部とは異なる発光部である特別発光部を備え、

前記特別発光部は、前記特定発光とは異なる特別発光を、少なくとも前記特殊演出の実行期間中に実行可能であり、

30

前記特別発光部は、前記特殊演出の実行期間が終了することに基づいてそれまで実行していた前記特別発光を終了し、前記特別演出の実行に併せて前記特別演出に基づいた発光を実行するように構成されている一方で、

前記特定発光部は、前記特殊演出の実行期間が終了することに基づいてそれまで実行していた前記特定発光を終了することなく、前記特別演出の実行中も前記特定発光を継続可能に構成されており、

前記特殊画像は、当該遊技機の一部を模倣しているものの、実際の当該遊技機の一部との間で異なる箇所を有するように表示される画像である

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

50